

お知らせ

大切な愛犬・愛猫を守るために



犬・猫のマイクロチップの装着と登録の義務化について

問合せ／環境衛生課 (979-8112)

「動物の愛護及び管理に関する法律」が一部改正され、犬猫販売業者にはマイクロチップの装着、登録が義務づけられました。これはマイクロチップを装着した犬や猫の所有者情報が、環境大臣が指定した指定登録機関に登録される制度となります。

法律改正前に所有しているマイクロチップ未装着の犬や猫への装着は努力義務とされています。

○マイクロチップとは

- ▶直径1～2mm、長さ10mm程の円筒形をした電子標識器具です。それぞれのマイクロチップに15桁の個体識別番号が記録されています。
- ▶動物病院などで獣医師により、専用の注入器を使って動物の体内に装着することができます。
- ▶マイクロチップを装着後、獣医師から「マイクロチップ装着証明書」が発行されます。マイクロチップ番号や所有者の情報などを指定登録機関に登録をするときに必要となりますので大切に保管してください。
- ▶装着したマイクロチップを体外から専用の読み取り機で読み込むと、個体識別番号が表示され、指定登録機関に問い合わせると、犬猫の所有者の情報が見られる仕組みになっています。迷子や災害などで離ればなれになったとき、飼い主の元へ戻る確率が高まります。
- ▶犬猫販売業者から犬猫を購入した時、もしくは新しい飼い主へ譲渡したときなど、所有者の情報が変わったときには指定登録機関に登録している情報の変更が必要になります。

○マイクロチップ装着済の犬猫の対応

民間登録団体 (Fam、ジャパンケネルクラブ、マイクロチップ東海、日本マイクロチップ普及協会、日本獣医師会 (AIPO)) に登録されている場合は登録データを公益社団法人日本獣医師会のシステムに移行する必要があります。詳細は日本獣医師会の「移行登録サイト」をご覧ください。法に基づくマイクロチップの登録制度は、民間事業者が実施している登録制度とは異なるものです。

お知らせ

学校体育施設の利用希望者へ



学校体育施設利用団体説明会

問合せ先／生涯学習課 (979-1733)

学校体育施設を利用するには、説明会に出席し、利用団体としての認定・登録が必要です。

○日時

7月26日(火) 19時～

○場所

文化センター 会議室

○認定期間

8月1日～令和5年3月31日

○対象

町内在住または在勤者で構成され、定期的な活動をしている、用具がそろっている、競技を行う人数を満たしている団体 (未成年者のみの団体は対象外)

○注意事項

必ず各団体1人説明会に出席してください。説明会に欠席した場合は、認定できません。

○申込み

7月15日(金)までに申請用紙に記入し、構成員名簿を添えて文化センター窓口へお申し込みください。申請用紙は窓口にあります。

お知らせ

皆様のご協力をお願いします



バスの車内事故防止についてのお願い

問合せ先／静岡県バス協会 (054-255-9281)

走行中のバス車内での事故を防止するため、7月1日(金)～7月31日(日)に「バス車内事故防止キャンペーン」を実施します。

バスを降りるときは、停留所に着いて扉が開いてから席を立ちましょう。また、バスはやむを得ず急ブレーキをかける場合があります。立って利用する際は吊革や握り棒にしっかりつかまりましょう。車内事故防止にご理解とご協力をお願いします。

お知らせ

試験は10月です



下水道排水設備工事責任技術者試験

問合せ先／上下水道課 (979-8118)

県内で公共下水道に接続する排水設備工事を行う工事店は、県下水道協会に登録された責任技術者が専属していることが義務付けられています。

○試験日

10月19日(水)

○場所

レイアップ御幸町ビル(静岡市葵区御幸町11-8)

○試験料

4千円

○申込み

7月12日(火)～7月29日(金)に願書に必要事項を記入し、上下水道課窓口へ申し込みください。願書は7月上旬から窓口で配布します。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、試験を中止する場合があります。その場合は、静岡県下水道協会ホームページでお知らせします。

○その他

受験資格には要件があります。詳細は上下水道課へお問合せください。

お知らせ

あいさつが響く1日に



7月8日は「函南町あいさつ運動の日～地域安全の日～」

問合せ先／生涯学習課 (979-1733)

7月8日(金)は学校と地域が協力して、各地区の役員や先生が通学路に立ち「あいさつ運動」を行います。皆さんも登校・登園途中の子どもに「おはようございます」「いってらっしゃい」、下校時には「おかえりなさい」と温かく声を掛けていただけませんか。5分でも10分でも構いません。町では、この日をきっかけとして、気軽に「あいさつ」を交わす人が1人でも増えることを願っています。

お知らせ

5月臨時会で決定しました



正副議長が決定しました

問合せ先／議会事務局 (979-8122)

令和4年第2回函南町議会臨時会が5月18日に開かれました。議長の選挙などが行われましたので紹介します。



議長
かとう つねお
加藤 常夫



副議長
たぐち しょういち
田口 彰一

お知らせ

期限内の納付をお願いします



国民健康保険税の見直しについて

問合せ先／税務課 (979-8109)

○未就学児の均等割軽減

世帯に未就学児(6歳に到達する日以後の最初の3月31日以前である人)がいる場合、その未就学児にかかる均等割が5割軽減されます。

○課税限度額の引き上げ

国民健康保険税の算定上、医療分・支援分・介護分ごとに限度額を定めていますが、国が定める限度額に準じて次のとおり限度額を引き上げることになりました。

医療分	支援分	介護分
65万円 (63万円)	20万円 (19万円)	変更なし

※カッコ内は変更前

○その他

- ▶見直しは制度改正に合わせて実施されます。
- ▶令和4年度の国民健康保険税決定通知書は、7月中旬に送付を予定しています。